

市内小学校におけるいじめ事案に係る第三者委員会の「答申」に対する所見

長野市長
加藤 久雄 様

令和 3 年 5 月 10 日

この事案の被害児童は[]の医師により「個々のいじめ被害のエピソードが重畳して強いフラッシュバック体験を引き起こしパニック状態となる」としてトラウマ後ストレス反応(PTSD)と診断され、長野中央警察署の加害児童に対する事情聴取により触法少年事案と認められた事は、14 歳以上であれば暴行傷害事件とする事案です。

「答申」第 4 本事案におけるいじめの認定(5) いじめと結果との因果関係
(イ) 判断の理由(ア)において

被害児童にフラッシュバックが起きていることを認め、PTSD を発症していることも認めています。被害児童の主治医への照会の中の「自閉症スペクトラム症の人では一般の人がそれ程重大と思わないような出来事でも、それを不快と感じた場合には徐々に蓄積し、しばらくたってから頻繁にフラッシュバックすることがあると指摘されており、出来事の不快さの程度や期間は、フラッシュバックの症状や頻度からは推測できません。」を引用して、被害児童の障害を理由として被害児童が PTSD を発症したのは加害児童の行為が比較的軽度でも PTSD を発症する可能性が十分ありえるとの解釈をして、いじめに該当する行為は比較的軽度の内容・態様であったと評価しました。

この「答申」第 4 の重大な問題点は、当時の担任によるアンケート、聞き取り調査では 2 名の加害児童の行為は毎日一人当たり、5-10 回でそれが約 1 ヶ月の間続く、執拗な加害行為が確認されているにもかかわらず、当時の担任の調査記録、被害児童、加害児童の証言を信憑性がない、誘導されたなど殆ど全ての調査記録を否定し、事態を矮小化することで、加害児童の暴力は軽微であったが PTSD を発症したのは被害児童の障害による特性の問題であると、障害を理由に差別的に事態を矮小化する検証をした事です。

暴力の程度がどの様であっても PTSD を発症したことは被害児童にとって非常に重大な事実であり、弱者に対する暴力行為で相手が負傷したのは、その相手が弱いことに問題があり暴力は軽いものだったとする因果性に結びつけることは明確な差別です。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の法第 7 条の「行政機関等はその事務又は業務を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」に該当する違法な検証内容です。

「答申」第 5 学校と教育委員会の問題点において

被害児童について、「入学時に気になる言動が確認されていたことなどから配慮を要する児童として学校全体で慎重に見守っていく事が必要であったと言える所、校長を含めた教職員間で十分な問題意識、危機意識の共有化が図られなかったことが事態発生 of 素地になっているものと考えられる」として事態発生 of 起因が被害児童の障害であると断定し「答申」第 6 「提言」の 1 (1) ~ (4) の項目全てにおいて同種事態の再発防止に資するためとして、入学前の児童に関する情報の把握の重要性だけが提言されています。いじめ発生後の学校対応や、加害児童のいじめ、暴力行為を行った背景の調査による提言を一切避けることで、そこに問題があることに目を向けさせない強引な論法です。

入学前検査の重要性は否定しませんが、発達障害の専門医である被害児童の主治医は第三者委員会の障害に関する質問の回答として [] と明言しているように、児童の持つ特性(発達障害など)を入学前検査の重要性を唱えるために作為的に障害といじめを結びつける行為は認められません。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の法第7条に違反する違法行為です。

「第6提言」2 発達段階及び年齢的特性に応じた教育的指導（2）において

「加害児童の行為は、他律的規範に従った未熟な行為の結果であり、悪意を持った意図的ないじめとは異なるといえる。本事案のような児童同士の集団生活上のトラブルは、成長過程で不可避免的に生じるものであり、学校関係者や保護者が適切に対応・指導できていれば、被害児童と加害児童が共に成長できる良い機会であったと捉えることが出来る」と提言しています。

「第4提言」では暴力行為を被害児童の障害を理由に過小評価し、この提言では暴力行為を「集団生活上のトラブル」と言い換え、最終的には「共に成長できる良い機会であった」と加害児童の行為を容認する提言をしています。

加害児童にどのような理由があろうとも、その行為によってPTSDを患った被害児童、保護者にとって看過できない極めて無神経な提言で、第三者委員としての資質が問われる問題です。

第三者委員会及びその「答申」の目的は学校・教育委員会では対応できなかったいじめに関する事実の公平・公正な調査・検証・提言であり、教育委員会が求める方針を代弁するためではありません。また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の法第7条に反する調査・検証・提言を行ったこの第三者委員会の行為は、その存在自体が問われる重大な問題です。

この第三者委員会の「答申」が公表されることは、障害に対する差別を行政として容認する事にもなります。

この第三者委員会は解散され、新たに公正に選任された本来の目的が果たせる第三者委員会の立ち上げと再調査が必用です。

以下にこの第三者委員会の「答申」に関して、調査資料、当時の学校内での調査記録、被害児童の証言等を元に「いじめ防止対策推進法」の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に従わずに進められた長野市教育委員会の対応と第三者委員会の調査、検証に関わる問題点への指摘と再調査の必要性を訴えます。

「答申」の矛盾点と検証に関わる問題点（「答申」内に付けられた番号の順に沿う）

第4 いじめ認定

4 本事案におけるいじめの認定

（3）被害児童側の主張に対する判断

イ 「本委員会の判断」に関して

（ア）「目撃者が存在しないことが不自然である」と検証しています。

第三者委員から私達への聞き取りの際に、首絞めが行われたのは休み時間である事と校庭などでも行われた事を校長、教頭に伝えて全校調査をお願いしましたが認められず、全校調査は行われなかった事を伝えました。

担任によって行われた調査は学校の中の1クラスと他の2名だけです。全校調査を行わなかった事を考慮すると、全校生徒の（1年-6年までの全クラス数）でしかありません。後にクラス全体に行ったとするアンケートは担任が処分し、USBも破損していた事がわかっています。（公務員の公文書管理法上の問題がある）

被害児童からのいじめ被害の申し出には尋常ではない暴力の内容が含まれており、「いじめ防止対策推進法」に従って学校が全校調査をして事実の確認をしなければ

なりませんでした。

長野中央警察署は目撃証言が非常に重要になるので学校が全校調査をするべきだと話していましたし、校長は警察と連携していると言っていたので全校調査の必要性を当然理解していたと思われます。校長、教頭が即時調査する事を拒否する事は、時間経過によって事案の目撃証言や証拠の検出の阻害を目的にしていたのではないかと推察します。校長、教頭、教育委員会が「いじめ防止対策推進法」に従わず、校長としてその職権を利用して証拠の検出を阻止する行為は法を無視した対応でした、委員会はそのことについては検証どころか指摘すらしていません。

全校生徒の■■■■の調査結果から「目撃者が存在しないことが不自然である」と非論理的で不自然な結論に導いていますが、被害児童の周りの席の児童への聞き取り調査では目撃証言があり、加害児童も暴力を認めていた事がわかっています。「目撃者が存在しない」としているのは事実を歪めた調査結果です。

- ① 休み時間には担任も学習習慣形成教員もクラスと校庭に別れて児童の様子に注意していたが何も目撃していない事を目撃証言が無いことの根拠の一つに上げていますが、委員会が認めている加害児童の暴力に関しても担任と学習習慣形成教員は何も目撃していないのですから、機会がなかったのではなく見えないところで暴力が行われていた又は確認する事が出来なかったとすべきで、委員会の検証は強引で理論的に成り立たない検証となっています。
- ④ 生徒指導報告の「首絞め」の行為に対するアンケートで「首絞め」を目撃したとされる回答はなかったとしていますが、提供の基礎資料 13 加害児童アンケート結果では加害児童も内 1 名は「首絞め」を認め 2 名の加害児童はお互いにもう 1 名の児童が首を絞めていたのを見たと言っています。 第三者委員の検証は事実と反します。

(イ) 機会がないこと

1-6 まで機会がなかったと検証する理由を説明していますが、実際に暴力行為は起こり委員会もそれを認めながらも「機会がなかった」とすることは整合性の取れない矛盾した説明です。

(ウ) 痣の痕跡がないこと

学校での身体測定(4月15日)や心電図検査(5月9日)の際に痣や傷の存在が確認されていないことを被害児童が主張する暴力を消極的に捉える理由に上げていますが、被害児童が恐怖から学校に行けなくなったのは5月23日からです。暴力行為が少しずつエスカレートして行った事を考慮すれば測定時にはまだ確認出来なかった可能性の方が高いと思われます。

- (オ)、(カ)、(キ) 2名の加害児童がアンケートで「首絞め」を認め、2名の加害児童が互いにもう一名の加害児童の「首絞め」行為を目撃したと回答している事を全て「誘導された」と断定しており、謝罪の会で2名の加害児童が「首絞め」を認めて謝罪した児童自身から出た言葉も誘導されたとして否定しています。

第三者委員会は当時学校が調査、確認した事の全てを憶測による可能性だけで強引に否定していますが、いじめ発生後、事実確認をするのはいじめ防止対策推進法に定められた学校の義務です。

遵守すべき法律上の義務によって学校が行った調査で検出された証言や証拠をこの第三者委員会によって一切無効にする事は、今後学校でのいじめ調査に大きく影響する法に反する重大な問題です。

下記の2点に関しては第三者委員による当時の調査記録の改ざん、編集、歪曲による検証で重大な疑義があります。

- (ウ) ② 担任によって行われた聞き取りが午前と午後に2回行われたものを午前11時30分から午後2時という長時間にわたって行われた結果、暴行を認めなければ開放されないという心理状態に陥り担任の意に沿う形で事実と異なる発言をした可能性があり加害児童が暴力を認めたことの任意性に重大な疑義があると断定していますが、担任は食事時間を取り休憩を挟んで2回聞き取りをしたと教育委員会が確認しています。

委員の検証では加害児童への担任の聞き取りが長時間であったかのように事実を歪め、供述に関して信憑性がないと全てを否定的にとらえるための印象操作として聞き取り時間を改ざんして答申に記載しています。アンケート調査の内容やその他の証言を総合すれば、この時の加害児童の証言には信憑性があると思われることから、第三者委員は強引に事実を歪めて否定したのだと思われます。

第三者委員の事実の歪曲による検証には重大な疑義があります。

- (ク) 委員会はこの事案に関して被害児童の証言の変化を指摘して証言には信憑性がないと断言していますが、「答申」の検証に記されている部分は被害児童の証言がいかにも変わったと思わせる部分だけが編集され記載されており、その他の重要かつ否定的検証に不都合な部分は記載せず無視しています。

2回の証言の内の1回目の最後には首を絞められた事を話すのに怖い気持ちになったのか途中言葉がつまったり表情がこわばったりした事とそれ以上話すことが出来ずに終わったことが記されています。

当時は頻繁にフラッシュバック現象が起きていて乖離も認められました。話すことでフラッシュバックが起きることからも恐怖からなかなか核心に迫る事を本人が話すことが出来ない状況の中少しずつ話した最初の時の話で、しかもほんの一部を断片的に話した部分であり、結局その日はそれ以上話すことが出来なくなった事も確認出来ます。何回にも渡って少しずつ思い出しながら、以前思い出した事を修正しながら5回程首を締められたことを話していますが、第三者委員会は初期の一番不安定な状況での話を部分的に取り上げて信憑性がないと断言し、その後語った確実に信憑性があると思われる証言には一切触れていません。

恣意的な事実の編集によって被害児童の証言を否定する根拠になりえない事は明

らかで、第三者委員会の強引な検証には重大な疑義があります。

第5章 学校及び教育委員会の対応と問題点

初期の段階での事実確認が不十分、不適切であったとして、十分な事実確認の必要性を指摘していますが、校長が全校調査をしなかったことには一切触れず、担任の調査記録を誘導的であったとして否定するなど、当時の学校の調査の殆どを否定した上で、学校の迅速な事実確認を求めるという矛盾した指摘をしています。

検証の多くの部分を「首絞め」の否定に費やし、被害児童が首を絞められたということのもみ消しに注力して事件、事故が起きてしまった場合に担任、学校、教育委員会がどう対応しなければならなかったのかの検証は殆ど行われていません。

加害児童に対する担任の聞き取りを「2時間半という長時間にわたり誘導的な質問で教育上の問題があるばかりか得られた供述を事実認定の基礎とすることが出来ないため聞き取り事態が無価値なものとなってしまう」としていますが上記（エ）で指摘したように2時間半というのは間違いというより捏造です。この担任による加害児童への聞き取り調査を事実認定しない為の強引な歪曲を行っています。

[聞き取り調査の回数と意見の相違に対する反論の機会の不平等について]

第三者委員の私達に対する聞き取り調査は1回だけで、担任、教頭へは2回聞き取りをしています。私達も学校側との対話を詳細に記録していますから意見の相違がある部分については反論できる事が多々ありますがその機会を与えられず、私達の意見は「答申」に反映されませんでした。意見の違う部分の私達への聞き取り、確認を行わず学校の意見をそのまま反映させた調査、検証は尽くされたとは言えず、私達からすれば非常に不公平で不公正な調査及び検証に終わっています。

[教育委員会職員の第三者委員会会議への同席について]

情報開示請求によって第三者委員会の会議に教育委員会の職員が同席していることがわかっています。教育委員会は第三者委員会への関与が許されていません。これはいじめ防止対策推進法の重大なガイドライン違反です。

[公文書の保管と情報の公開について]

第三者委員の担任に対する聞き取りの際、(基礎資料 45、53)「聞き取り内容は公表されない」と前置きしており、最初から公表しないことを前提としている第三者委員会の対応はいじめ防止対策推進法の第7「調査結果の説明、公表」に「特段の支障がなければ公表することが望ましい」と明記されている事からいじめ防止対策推進法の主旨とかけ離れた不適切な対応で大きな問題があります。

第三者委員の担任に対する聞き取りの際に(基礎資料 45、53)担任は[]と言っています。アンケートを処分したことで正しい検

証に支障が出たことは否めません。当時、私達が教頭に重大事態としての対応を望んでいたことを文書で伝えて知っていたので重大事態に準ずる対応として5年間保存すべきでしたが、第三者委員会の「答申」では再発防止策の対応策として情報の保存などの重大な検証がされていません。

〔再調査の必要性〕

以上のように第三者委員会の「答申」に関して、事実を歪めて否定する調査、検証には重大な疑義があり、不公平で不公正な調査に基づき「答申」の内容を作り上げたことは「いじめ防止対策推進法」に反した法を否定する行為であり、委員の人選の適正、公平性、中立性にも疑義があります。この事は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の「第10 地方公共団体の長等による再調査」の（再調査を行う必要があると考えられる場合）の「④ 調査委員の人選の公平性、中立性について疑義がある場合」に該当しますので再調査の実施を検討する必要があります。

事案当時の学校内の調査結果を第三者委員会の調査、検証によって歪める行為は今後の学校内の調査を無意味にする可能性があり、大変危険で多大な影響があると考えられ、この第三者委員会の存在意義自体が疑われる問題であると言えます。

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の「第10 地方公共団体の長等による再調査」の（再調査を行う必要があると考えられる場合）の全てに当てはまることから第三者委員を変えた上での再調査は必須であると考えます。

「いじめ防止対策推進法」の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の「第10 地方公共団体の長等による再調査」の（再調査を行う必要があると考えられる場合）として①-④の4項目が明記されています。

- ① 「調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合」
- ② 「事前に被害児童生徒、保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合」
- ③ 「学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合」
- ④ 「調査委員の人選の公平性、中立性について疑義がある場合」

- ① 「調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合」

調査資料の中に学校が警察と連携していた事実や長野中央警察署は加害児童の暴力を触法少年事案として処理した事が確認できますが「答申」の中では全く触れることは無く、調査資料の中に長野中央警察署からの報告に関する文書や学校の警察に関する情報や資料は一切ありません。しかしながら当時の校長は警察での調査結果を把握していて2名の加害児童の内の1名が学校での供述内容を変更した事を理由に「首絞め」はなかったとしてこれ以上の調査をしないことを被害児童の保護者に伝えた文書があります。（添付資料15）少なくとも学校には警察とのやり取りが確認できる資料、メモ等があるはずで、それらを要求し調査、検証す

べきでした。十分な調査、検証がされていません。

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の「第10 地方公共団体の長等による再調査」の（再調査を行う必要があると考えられる場合）の「① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合」に該当しますから再調査の実施を検討する必要があります。

- ② 「事前に被害児童生徒、保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合」

第三者委員会は「いじめ防止対策推進法」の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」第5「被害児童生徒、保護者等に対する調査方針の説明等」の⑤に定められている「被害児童生徒、保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること」を無視して調査を開始し、調査事項の確認がされておらず、また調査内容は被害児童及びその保護者から見て非常に不十分でしたから十分な調査が尽くされていません。

これは「いじめ防止対策推進法」の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の「第10 地方公共団体の長等による再調査」の（再調査を行う必要があると考えられる場合）の「② 事前に被害児童生徒、保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合」に該当しますから再調査の実施を検討する必要があります。

- ③ 「学校の設定者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合」

暴力が休憩時間に校庭で行われたと言う被害児童の保護者の言い分に対して、学校が全校調査を行わなかった事に対する校長への聞き取り調査では校長の回答を黒塗りで開示していませんが、（基礎資料 49）で聞き取りをした委員は校長の説明を容認し、「答申」では全校調査をしなかった事に関して全く言及していない事に加え、被害児童が普通教室に戻りたいと希望した事を認めなかった対応に対する調査、検証は無く、「答申」では「学校としても被害児童の受け入れに当たり注意を払って対応を模索していたと認められる」と検証しています。被害児童の保護者には反論する機会を与えず、校長の言い訳をそのまま全て認めているだけの調査で、公平、公正な十分な調査、検証をしたとは言えません。

また文部科学省による指導で、長野県教育委員会が長野市教育委員会に対して行った調査に対して長野市教育委員会は「重大事態に当たらないと認識している」と回答していることを私達は長野県教育委員会から報告を受けています。長野市教育委員会は私達に対しては調査中と回答し、調査や対応の意思は全く示しませんでした。その後、当時の[]市議会議員の指摘により重大事態と認めたのが事実で、長野市教育委員会が重大事態と認める迄の経緯と不適切な対応に関して調査、検証されておらず、この事に関して、十分な調査をしたと言うことは出来ません。

この学校と教育委員会の対応に関して「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の「第10 地方公共団体の長等による再調査」の（再調査を行う必要があると考えられる場合）の「③ 学校の設定者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合」に該当しますから再調査の実施を検討する必要があります。

- ④ 「調査委員の人選の公平性、中立性について疑義がある場合」

長野市教育委員会によって立ち上げられたこの第三者委員会の構成員の選考に関しては

委員の名簿を事前に送って来ませんでした。こちらからの指摘により名簿が送られてきたのは第2回目の委員会の終了後で、ガイドラインに規定された構成員の中立性・公平性・専門性についての要望と調整を行う機会と権利を侵害しました。

これは「いじめ防止対策推進法」の「いじめ重大自体の調査に関するガイドライン」の「第10 地方公共団体の長等による再調査」の（再調査を行う必要があると考えられる場合）の④ 調査委員の人選の公平性、中立性について疑義がある場合」に該当しますから再調査の実施を検討する必要があります。